

災害復旧・復興のため資金の借り入れをしたい 被害林業者等の皆様へ

災害復旧関係資金利子助成事業

全国木材協同組合連合会

東日本大震災の被害を受けた森林、林道、林業・林産業施設などの復旧・復興に必要な資金を(株)日本政策金融公庫から**無利子・無担保・無保証人**で借りることができます。

1

助成の対象者

助成の対象者は、東日本大震災により被害を受けた林業者等の皆さんで、次の要件を満たす方です。

※林業者等：一定程度の森林を保有する者

1 直接被害を受けた方、又は間接的な被害を受けた方

直接被害を受けた方

主な事業用資産が震災により浸水、流失、滅失、損壊などの損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた方。

間接的な被害を受けた方

直接被災者の事業活動におおむね5割以上依存していること、又はおおむね2割以上依存し、次のいずれかの要件を満たすことの証明を市町村長等から受けた方。

- ①借入れ申し込みまでの2カ月の売上額、受注額若しくは生産量等が前年同期にくらべて3割以上減少しているか又は経営費が3割以上増えていること。
- ②震災が発生した後の年間売上額、年間受注額若しくは生産量等が前年にくらべて1割以上減ると見込まれること又は年間経営費が1割以上増えると見込まれること。

2 借入れの申込みまでの3カ年の年間売上額が、震災前の3カ年の年間売上額に満たない方

2

利子の助成率

利子の助成率は次の通りです。

貸付利率最大 **2** %分の利子

(※対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、その資金の貸付利率とします。)

3

利子助成期間

最長 **15** 年間 (ただし、償還終了時まで)

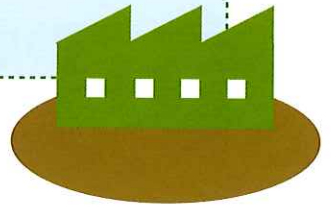


4

対象資金

(株)日本政策金融公庫 の以下の対象資金が助成の対象となります。

- 1 農林漁業施設資金**
林業機械、林産物・特用林産物処理加工施設等の復旧に必要な資金
- 2 農林漁業セーフティネット資金**
災害により被害を受けた場合、出荷制限などの処分や指導を受けた場合、売上が減ったり、取引先の経営が悪化した場合などに必要な運転資金
- 3 林業基盤整備資金**
被害造林地、樹苗養成施設、林道等の復旧に必要な資金

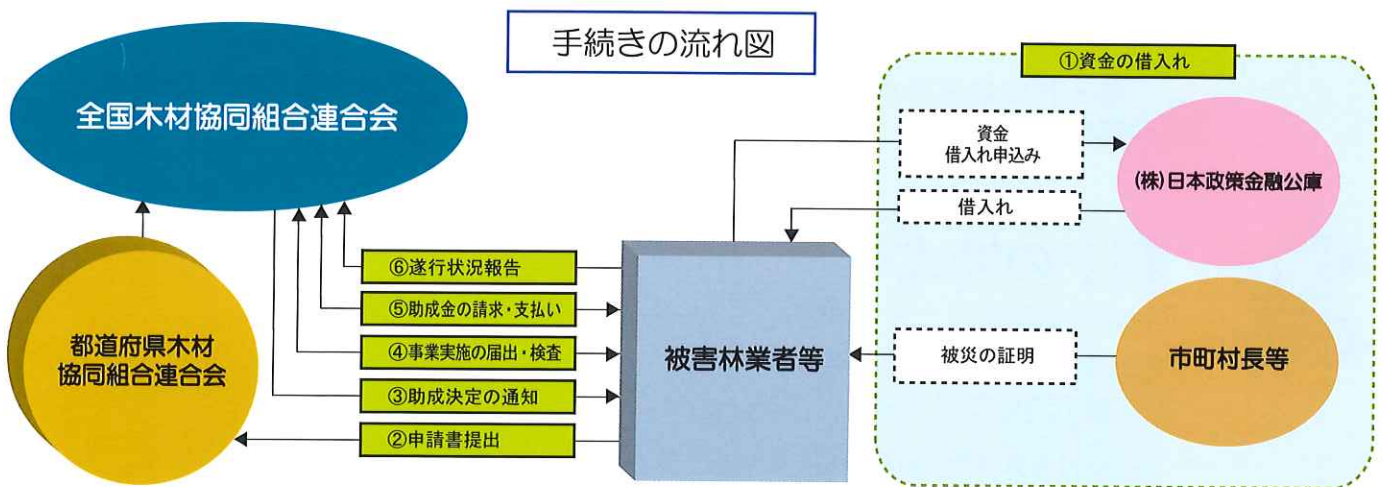


5

助成申請の手続き

助成申請から助成金の支払いまでの手続きは以下の通りです。

- ①被害林業者等は、(株)日本政策金融公庫から資金を借り入れます。
- ②被害林業者等は、都道府県木材協同組合連合会を経由して、全国木材協同組合連合会（全木協連）に助成の申請をします。
- ③全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、被害林業者等に助成決定の通知を行います。
- ④全木協連は被害林業者等から事業実施の届出を受け、検査等を行います。
- ⑤全木協連は被害林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫への利息振込の証明書を確認して、助成金を被害林業者等に支払います。
- ⑥被害林業者等は毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告をしていただきます。



お問い合わせは

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F TEL.03-3580-3215

<http://www.zenmokukyo.jp/>

又は

最寄りの都道府県木材協同組合連合会等まで